

雲南市地方創生テレワーク推進事業支援業務 企画提案説明書

1. 実施の目的

本業務は、都市部からのテレワークによる新たな企業や人の流れをつくり、滞在・移住による賑わいの創出と更には若者や女性に魅力ある雇用の創出につなげていくため、公募型企画提案募集方式（プロポーザル方式）により受託候補者となる業者を選定する。

2. 業務の概要

（１）業務名

雲南市地方創生テレワーク推進事業支援業務

（２）業務期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 22 日まで

（３）業務内容

別紙 1 「雲南市地方創生テレワーク推進事業支援業務仕様書」のとおり

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（企画提案参加者）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

（１）複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。

（２）コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。

① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

② 告示の日から企画提案の日（後述）までの間に、国、島根県、雲南市及び他の地方公共団体のいずれからも指名停止処分を受けていないこと。

③ 全ての税金の滞納がないこと。

④ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、又はコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。

⑤ 雲南市暴力団排除条例（平成 24 年雲南市条例第 8 号）に規定する暴力団員または暴力団関係者でないこと。

（３）国や他自治体において企業誘致や関係人口拡大に関連する業務に携わった実績、若しくはその能力を有していること。

（４）業務の実施に必要な体制（スタッフ、使用ツール等）を確実に確保ができること。

（５）島根県内に事業所を有し、且つ本市における現地活動が常時円滑に行えること。

4. 募集に関するスケジュール等

プロポーザルの実施にあたり、企画提案参加者から事前に参加表明書（様式 1）を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席を要請する。

(1) 募集期間	令和5年6月1日(木)～令和6年6月30日(金) 正午 ※企画提案説明書は、雲南市ホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記8の担当部署で配付する。
(2) 企画提案の参加表明書の提出期限	令和5年6月14日(水) 17時 ※企画提案に参加しようとする者は、企画提案への「参加表明書(様式1)」を持参または郵送により1部提出すること。 ※持参する場合の受付時間は、9時から17時まで(土・日・祝日は除く。)とし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(3) 参加資格通知予定日	「参加表明書(様式1)」の受理後速やかに通知する。
(4) 質疑の受付期間	令和5年6月1日(木)～令和5年6月9日(金) 17時 ※質疑がある場合は、「企画提案質問書(様式2)」にて持参またはFAXにより提出すること。なお、FAXにより提出したときは、下記8の担当部署に電話で受信確認をすること。
(5) 質疑の回答予定日	令和5年6月14日(水) ※回答は、雲南市ホームページに掲載する。ただし、ノウハウや提案に係る事項については、個別にFAXにて回答書を送付する。
(6) 企画提案書提出期限	令和5年6月30日(金) 正午 ※提出手法は下記5を参照
(7) 提案者プレゼンテーション及び審査会予定日	令和5年7月6日(木) ※プレゼンテーションの時間及び場所(雲南市役所(予定))については、参加表明書提出者に別途通知する。 ※審査手法は下記6を参照
(8) 受託候補者の決定	令和5年7月上旬(予定)

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法

「企画提案書(様式3)」により作成する。

※HPに公開している word 以外のソフトで作成しても良いが、必ず様式3の1～6すべての項目に沿って作成すること。

(2) 提出方法

令和5年6月30日(金) 正午までに計7部を持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

(3) その他の書類

見積書を1部提出すること。

(4) 企画提案等に係る留意事項

① 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 本要領に指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

- ② 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
- ④ 企画提案の採否は、文書で通知する。
- ⑤ 本要領に基づき提出された書類は返還しない。
- ⑥ 提出書類は、受託候補者の選定以外には提出者に無断で使用しない。
- ⑦ 提出書類について、雲南市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する。(受託候補者の選定前において、当該選定に影響を及ぼす恐れがある情報については、選定後の開示とする。)ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考えられる部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

6. 審査方法等

審査は、次のとおり行い、非公開とする。

(1) 審査方法

提案者ごとに企画提案書によるプレゼンテーションを行い、審査員からの質問時間を設けた後に、審査会において、業務内容に最も適する企画提案を提出した者を受託候補者に選定する。

※企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。

※審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託候補者なしとする。

(2) 審査基準

評価項目及び配点は次のとおり。

項目 1	項目 2	配点
1. 実施体制	ア) 社内の実施体制 イ) 主担当者の経歴、実績	10点
2. 実施業務		80点
① ワークেশンプログラムの企画・運営	ア) プログラム概要 イ) プログラム運営に関する関係者連携 ウ) 効果的に実施するための工夫	30点
② プロモーション	ア) プロモーション内容 イ) プロモーション手法・範囲等 ウ) 効果的に実施するための工夫	30点
③ 地方就職希望調査及びマッチングサポート支援等	ア) 調査実施概要 イ) フォローアップ及びサポート体制 ウ) 効果的に実施するための工夫	20点
3. 業務実績	ア) 類似事業についての実績	5点
4. 経済性	ア) 見積内容及びコスト	5点

(3) 審査結果の通知

受託候補者の決定後速やかに、すべての参加者に対して審査結果を通知する。

7. 契約内容等

(1) 委託期間

契約を締結した日～令和6年3月22日

(2) 委託料上限額

3,300千円（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 契約方法

受託候補者と委託内容等について協議を行い、協議が整い次第、速やかに委託料上限額の範囲内で随意契約の手続きを行う。この場合において、受託候補者から見積書を徴収し、また、契約締結にあたっては契約書を作成するものとする。

(4) 委託料の支払

原則として精算払とする。ただし、業務上必要と認められる場合は、概算払いを行うことができる。

(5) 一括下請け及び再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(6) 著作権等

本業務により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の権利は、市に帰属するものとする。

(7) 個人情報の保護

本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を遵守すること。

8. 担当部署（提出先及び問い合わせ先）

雲南市産業観光部商工振興課 企業雇用支援グループ 担当：落部

〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1 TEL：0854-40-1052 FAX：0854-40-1029